

玉川上水・放射5号線周辺地区 まちづくり意見交換会資料【概要版】

(この資料は、第1～6回まちづくり意見交換会で配布した資料をまとめたものです)

まちの変遷 (古地図 昭和14年(1939年))



まちの変遷 (航空写真 平成24年(2012年))



日時：平成27年8月1日(土) 16時00分～19時00分
平成27年8月2日(日) 10時00分～13時00分
平成27年8月3日(月) 16時00分～20時30分
場所：久我山駅改札前ステーションギャラリー「アクロス」

目次

1. はじめに…… P. 2
2. 【第1回まちづくり意見交換会】 まちづくり計画の検討区域／まちの変遷／放射5号線について／現在のまちの状況…… P. 2～6
3. 【第2回まちづくり意見交換会】 区域内のゾーン分け・特徴・課題／各ゾーンのまちづくりの方針 …… P. 7
4. 【第3回まちづくり意見交換会】 放射5号線沿道ゾーン(用途地域、建築物の高さ) …… P. 9～11
5. 【第4回まちづくり意見交換会】 一般住宅地ゾーン(敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置、現状の建ぺい率・容積率について) …… P. 12～14
6. 【第5回まちづくり意見交換会】 みどり・景観(緑化推進、建築物の色彩・デザイン、屋外広告物) …… P. 15～19
7. 【第6回まちづくり意見交換会】 安全・安心(狭あい道路の拡幅、建築物の壁面の位置、垣・さくの構造) …… P. 20～24
8. スケジュールについて…… P. 24
9. 資料編(まちづくり基本方針、まちづくり構想等)…… P. 25～37

■ はじめに

平成22年7月、地域住民主体の「玉川
上水・放射5号線周辺（久我山地区）まち
づくり協議会」から、杉並区に対して、放
射5号線周辺の「まちづくり構想」が提出
されました。区では、このまちづくり構想
を踏まえつつ、放射5号線周辺でのまちづ
くりについて検討を行ってきました。そし
て、本年1月から、現在の地域住民の方々
のご意見を伺うため「まちづくり意見交換
会」を開催いたしました。

今回のオープンハウスでは、「まちづくり意見交換会」での説明資料の一部を展示しております。意見交換会の内容を振り返りながら、意見交換会に参加できなかった方や十分に意見を述べられなかった方々と、区職員が、直接意見交換を行います。

今後、区では、まちの将来像を具体化するための「まちづくり計画（中間まとめ）」等を取りまとめ、地域の皆さまにお示しする予定です。

まちづくり意見交換会等の取り組みについて

【第1回まちづくり意見交換会】

平成27年1月27日(火)、28日(水)

【第2回まちづくり意見交換会】

平成27年5月19日(火)、21日(木)

【第3回まちづくり意見交換会】

平成27年6月12日（金）

【第4回まちづくり意見交換会】

平成27年6月19日（金）

【第5回まちづくり意見交換会】

平成27年7月8日（水）

【第6回まちづくり意見交換会】

平成27年7月15日(水)

【追加開催まちづくり意見交換会】

平成27年7月25日（土）

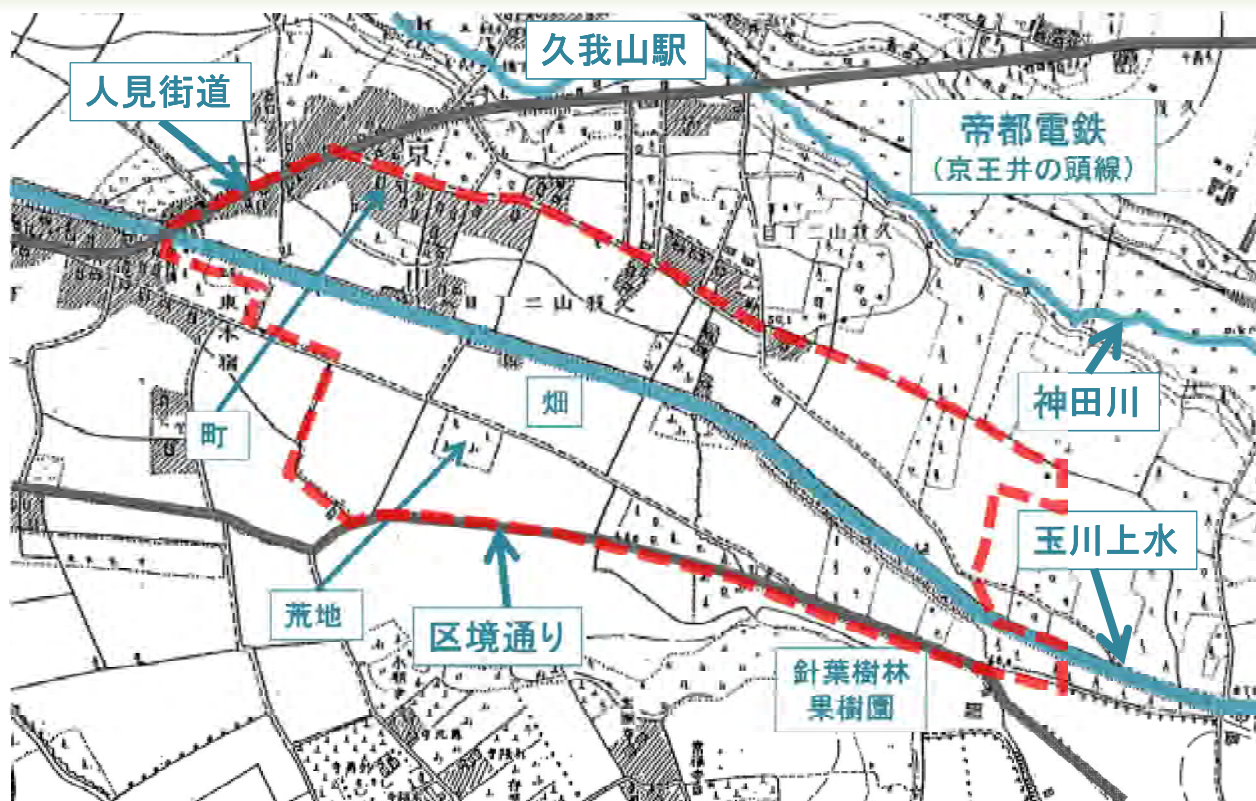
【オープンハウス】

平成27年8月1日（土）、2日（日）、3日（月）

まちづくり計画の検討区域



まちの変遷（古地図 昭和14年(1939年)）



出典:「杉並の地図をよむ」

まちの変遷（航空写真 平成24年(2012年)）



放射5号線の計画イメージ （三建・放5ニュースより抜粋）

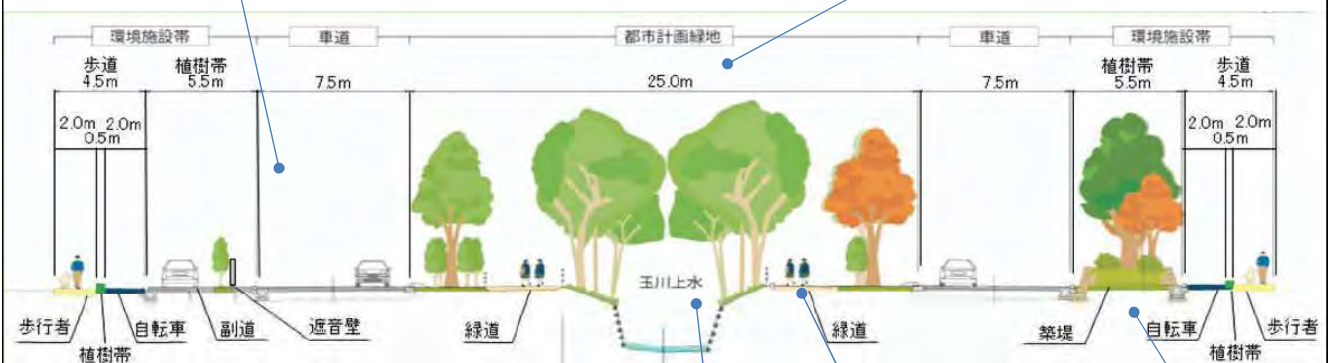


出典：三建・放5ニュースVOL.1 （2008. 9）

放射5号線整備に伴う環境の変化

区部と多摩地域を結ぶ重要な幹線道路

玉川上水の保全など、
地域の環境に配慮した道路



- ・消防車や救急車など緊急車両の円滑な通行と災害時の避難路の確保
- ・延焼遮断帯
- ・消防活動困難区域の解消



兵庫橋から見た玉川上水



玉川上水沿いの遊歩道



環境施設帯のモデル整備

- ・玉川上水の保全と環境施設帯の設置による
水と緑のネットワークの形成

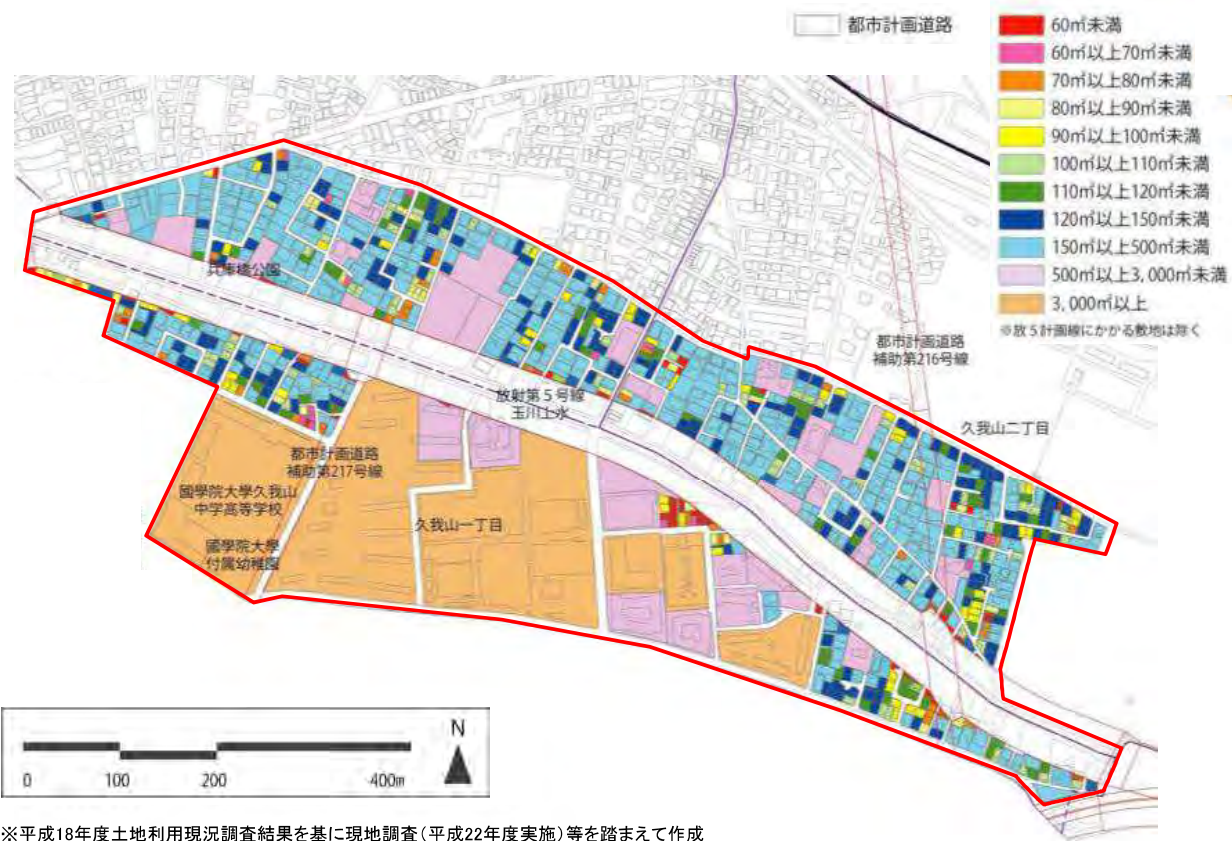
現在のまちの状況：建物用途について



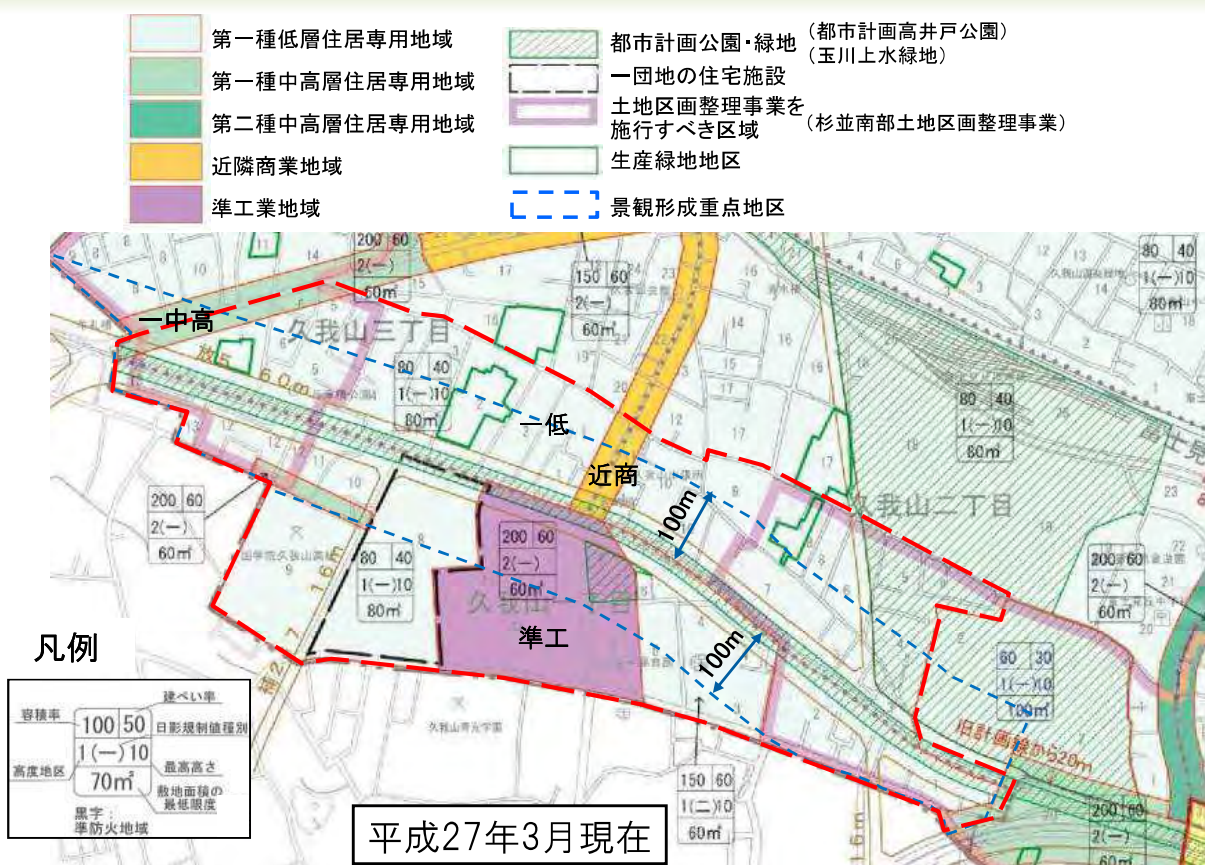
現在のまちの状況：建物階数について



現在のまちの状況：敷地面積について



■ 現状の用途地域など



第2回まちづくり意見交換会でご説明した内容

第2回まちづくり意見交換会では、意見交換に先立ち、区から、まちの特徴や課題、まちづくりの方針など、現在の区の考え方をご説明しました。

以下はその概要です。

■ まちづくりの背景

環境配慮型の幹線道路である放射5号線の整備による環境の変化に対応

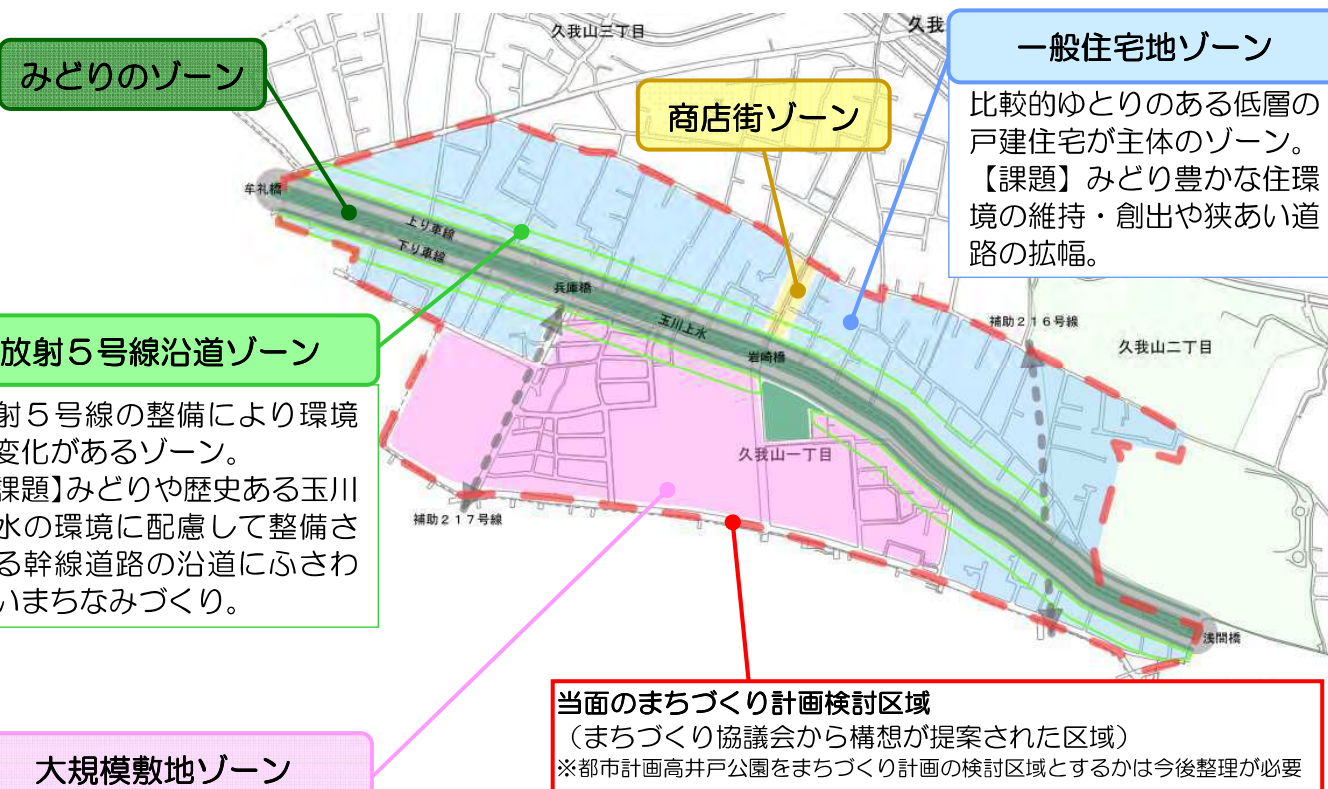
このまちで長い歴史を持つ玉川上水により育まれたまちへの愛着や誇り等を継承



玉川上水・放5周辺（久我山地区）まちづくり協議会の「まちづくり構想」や杉並区まちづくり基本方針などの行政計画、意見交換会での意見等を踏まえた
玉川上水・放射5号線周辺地区のまちづくりの取組み

■ 主なゾーンの特徴と課題

まちづくり検討区域を5つのゾーンに分け、その特徴や課題を説明しました。



みどりのゾーン

商店街ゾーン

一般住宅地ゾーン

比較的ゆとりのある低層の戸建住宅が主体のゾーン。
【課題】みどり豊かな住環境の維持・創出や狭あい道路の拡幅。

放射5号線沿道ゾーン

放射5号線の整備により環境の変化があるゾーン。
【課題】みどりや歴史ある玉川上水の環境に配慮して整備される幹線道路の沿道にふさわしいまちなみづくり。

大規模敷地ゾーン

岩崎通信機や都営住宅など大規模な敷地に中高層の建物が立ち並んでいるゾーン。
【課題】周辺の低層住宅地や玉川上水のみどりとの調和、区境通りの歩行空間の創出、住宅地の中にある準工業地域や団地のあり方。

当面のまちづくり計画検討区域
(まちづくり協議会から構想が提案された区域)
※都市計画高井戸公園をまちづくり計画の検討区域とするかは今後整理が必要

■ まちの将来像

—放射5号線の整備を契機としたまちづくり—

「玉川上水のみどりを活かし、住環境と交通環境が調和したまち」

■ まちづくりの方針と将来像

ゾーンごとの課題を「土地利用」「みどり」「景観」「安全・安心」の4つのテーマに分類し、まちの将来像を実現するための、テーマごとのまちづくりの方針と将来像を説明しました。

「土地利用（放射5号線沿道ゾーン）」、「みどり・景観」、「安全・安心」については、今後開催するテーマごとの意見交換会の中で、さらにご意見などをいただき、まちづくり計画につなげていきます。

土地利用（放射5号線沿道ゾーン）

方針：中層住宅を中心とする良好な市街地の形成と地域に親しまれる店舗や後背地の環境に配慮したまちなみを誘導する

将来像：便利で住みやすいまち

《意見交換会で話し合うこと》

○環境配慮型の幹線道路沿道にふさわしい土地の利用等（地域に親しまれる店舗などが立地できるようにする）⇒用途地域変更の検討

○玉川上水のみどりや住環境と調和した街並みをつくる⇒建築物の高さ制限の検討

土地利用（一般住宅地ゾーン）

方針：現在の良好な住環境を守りつつ、低層住宅街としての土地の有効活用を図る

将来像：良好な低層住宅地の形成

《意見交換会で話し合うこと》

○良好な住環境の保全・創出のためのルール

⇒敷地面積の最低限度（ゆとりある敷地の確保）や建築物の壁面の後退（建て詰まりの防止）等

○土地の有効活用⇒建ぺい率・容積率の検討

みどり

方針：放射5号線沿道や生活道路周辺の緑化を推進するため、建物の壁面後退や緑化推進事業の活用等を行う

将来像：みどりの繋がりが形成され、住環境にうるおいをもたらすみどり豊かなまち

《意見交換会で話し合うこと》

○みどりの繋がりを形成するためのルール⇒建築物の壁面後退の検討、垣・さくの高さや構造、緑化の推進

景観

方針：玉川上水にふさわしい良好な景観を創出するため、建物や屋外広告物（看板など）に係る意匠の基準等を策定する

将来像：まちの魅力が向上し、誇りや愛着が生まれ、住み続けたいまち

《意見交換会で話し合うこと》

○玉川上水にふさわしい良好な景観を創出する⇒建築物の形態又は色彩その他の意匠のルール（周辺のまちなみに調和したデザインへの誘導）、屋外広告物（看板など）に関するルール

安全・安心

方針：重点整備路線を定めて狭あい道路の拡幅を図る。交差点のすみ切りや区境通りの歩道状空地を確保する

将来像：道路環境が向上し、災害に対応できる安心して住めるまち

《意見交換会で話し合うこと》

○道路環境の向上を目指す⇒狭あい道路の拡幅整備（重点整備路線など）、垣・さくの構造のルール（倒壊防止）、すみ切りの設置、歩道状空地の確保

○建物間の密集を軽減させて延焼遅延・防止を図る⇒建築物の壁面後退の検討

※上記の内容は、第2回意見交換会でご説明した内容の要旨を掲載しています。

■ 第3回まちづくり意見交換会のテーマ

第3回まちづくり意見交換会では、
放射5号線沿道ゾーンの
「用途地域」と「建築物の高さ」について
意見交換を行いました。
次のページからはその時の資料です。

◎放射5号線沿道ゾーンの土地利用について、用途
地域としては第一種中高層住居専用地域への変
更を想定し、建物の用途や高さのあり方など
について意見交換しました。

■ 用途地域の解説

○用途地域とは

用途地域制度は、土地利用の現況や動向と「都市計画区域マスタープラン（東京都）」で示される将来の土地利用の方向を踏まえ、それぞれの地域における土地利用に対して用途、形態、密度等に関する一定の規制を定め、良好な市街地の形成と住居、商業・業務、工場等の諸機能の適正な配置を誘導しようとするものであり、現在12種類の用途地域が設けられています。

杉並区内には、工業地域と工業専用地域を除いた、10種類の用途地域が指定されています。

○区内の用途地域の種類（都市計画法）

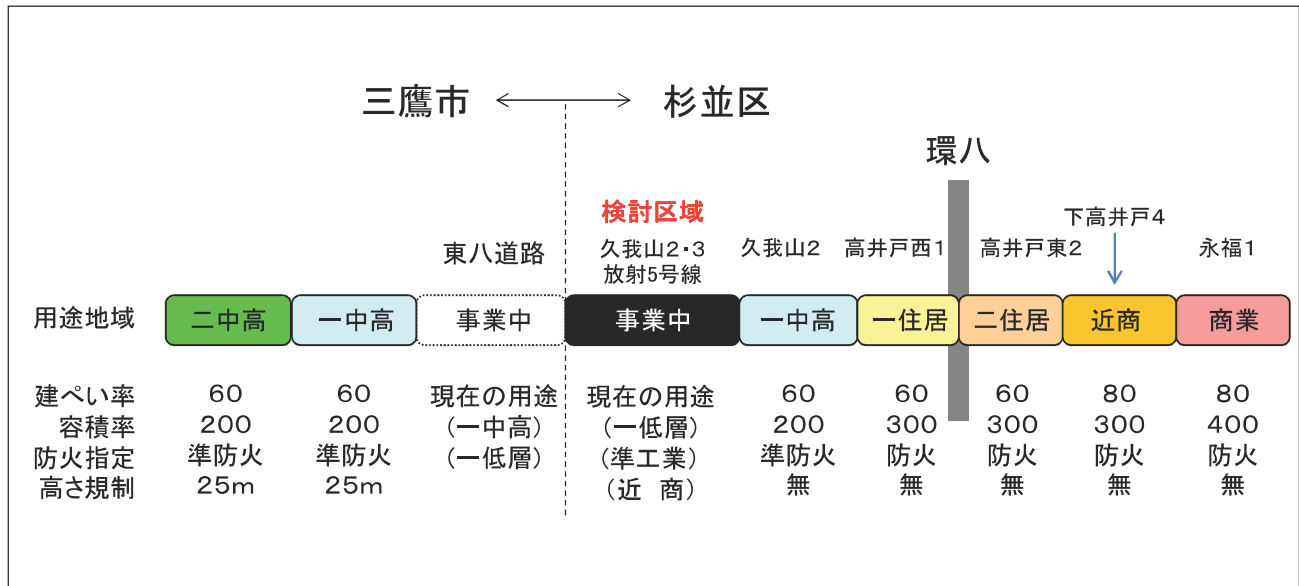
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、
近隣商業地域、商業地域、準工業地域

出典：杉並区役所公式ホームページ

■ 放射5号線沿道周辺の用途地域について

参考

○放射5号線・東八沿道の用途地域



平成27年6月1日現在

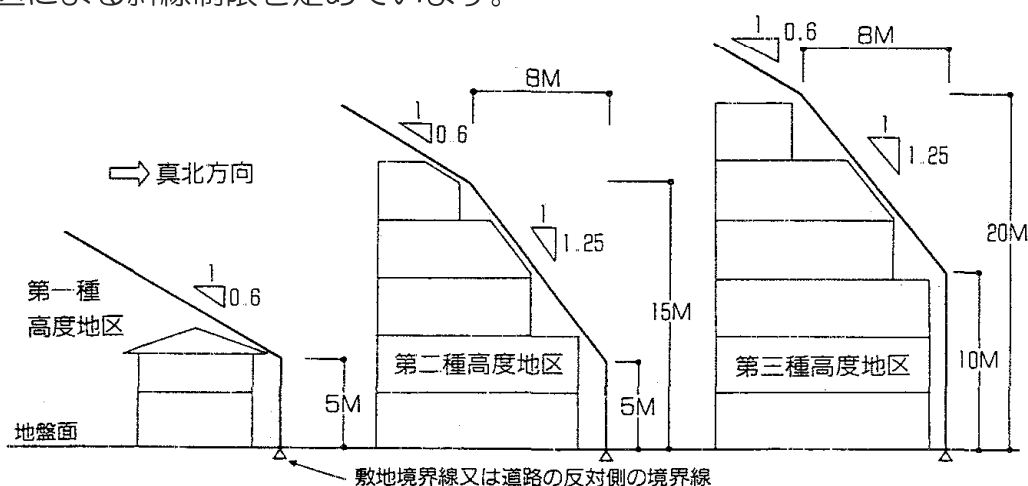
■ 建築物の高さに関する主な制限(都市計画)

参考

- 絶対高さ(10mまたは12mを都市計画で定める)
 - ・第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域に適用
 - それ以外の用途地域は「制限なし」

●斜線制限

- ・高度地区による北側高さの制限
- 敷地の北側にある隣地などへの圧迫感をなくし、日照を確保するために、高度地区による斜線制限を定めています。



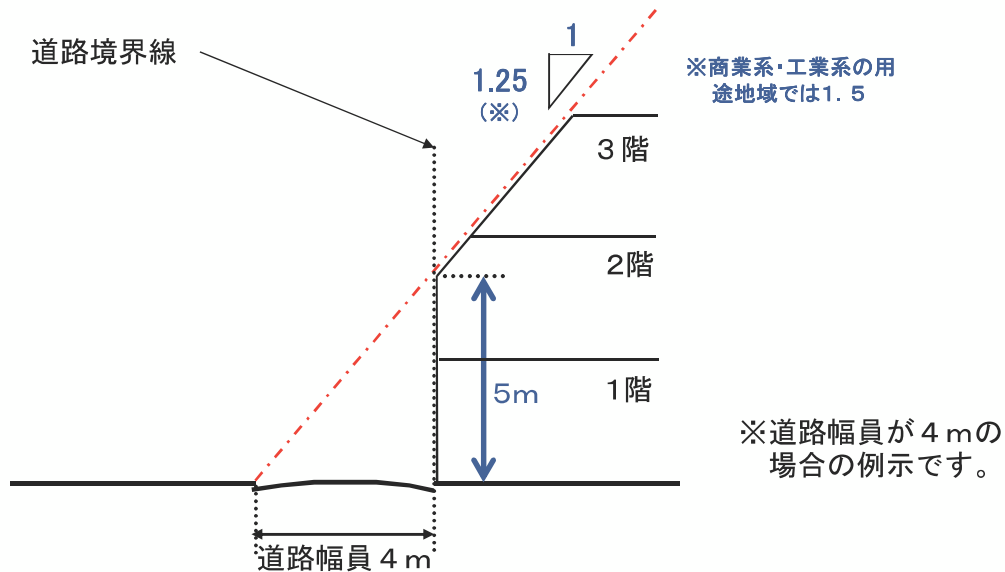
■ 建築物の高さに関する主な制限(都市計画)

参考

●斜線制限

- ・道路からの高さ制限（道路斜線制限）

→日照・通風・採光などを確保するために、敷地の前面道路の反対側までの距離に応じて、建築できる高さに制限があります。



※ その他にも、隣地境界線からの高さの制限（隣地斜線）などがあります。

■ 建築物の高さに関する主な制限

参考

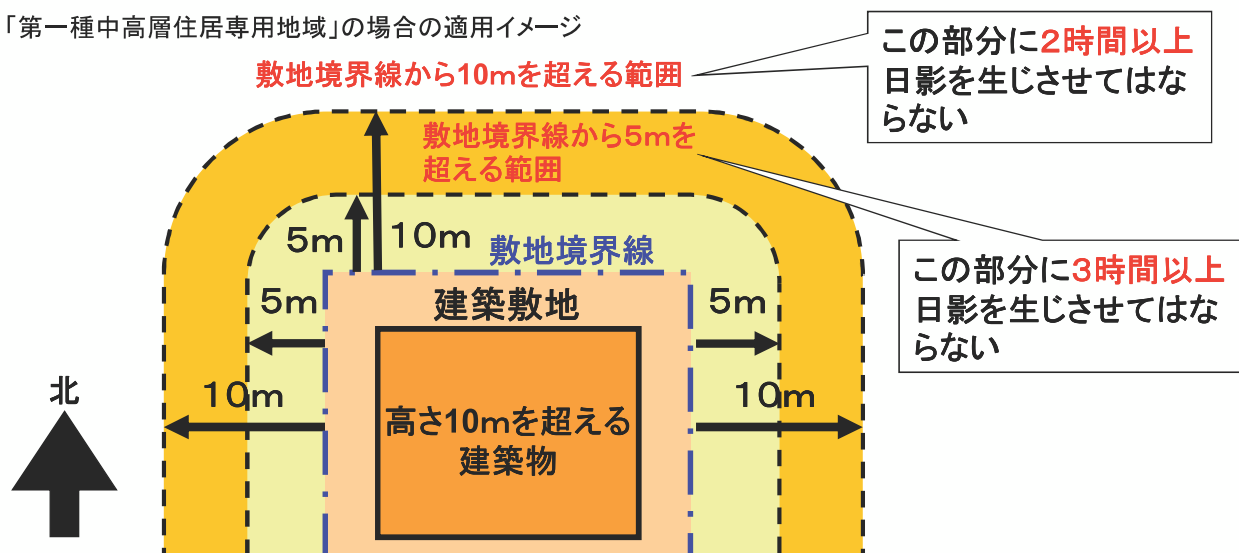
●日影規制の考え方

- ・日影規制は、主に住宅地の日照を確保することにより、良好な居住環境を保つことを目的としています。

→第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域では、軒高7m超え又は地上3階以上の建築物が対象

（その他の用途地域では、高さが10mを超える建築物が対象）

「第一種中高層住居専用地域」の場合の適用イメージ



■ 第4回まちづくり意見交換会のテーマ

第4回まちづくり意見交換会では、一般住宅地ゾーンの「敷地面積の最低限度」、「建築物の壁面の位置」、「建ぺい率・容積率」について意見交換を行いました。次のページからはその時の資料です。

◎現在の良好な住環境の保全や創出を実現する

⇒ 敷地面積の最低限度（80㎡、100㎡、120㎡ 他）

⇒ 建築物の壁面の位置（50cm ～ 1 m 他）

◎土地の有効活用を図る

⇒ 現状の建ぺい率、容積率について（40/80）

※一般住宅地について用途地域は第一種低層住居専用地域を維持

■ 敷地面積の最低限度（ゆとりある敷地面積の確保）

○敷地面積の最低限度とは

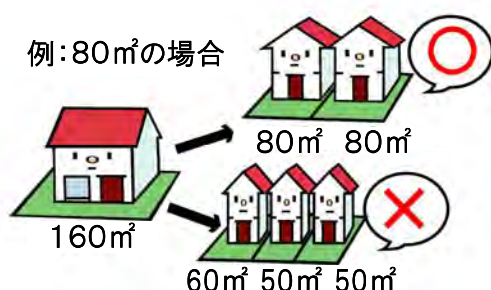
現在の良好な住環境を守りつつ、より良い低層住宅街の形成を目指すため、将来見込まれる敷地細分化の抑制や、ゆとりある敷地面積の確保などが必要と考えます。そのため、どの程度の敷地面積が望ましいでしょうか。

なお、現在は指定建ぺい率に応じて敷地面積の最低限度が定められています。

※平成16年用途地域の見直しを行ったときに導入されました

- ・ 指定建ぺい率30% ⇒ 敷地面積100㎡以上
- ・ 指定建ぺい率40% ⇒ 敷地面積 80㎡以上（現在の検討区域内の制限）
- ・ 指定建ぺい率50% ⇒ 敷地面積 70㎡以上
- ・ 指定建ぺい率60% ⇒ 敷地面積 60㎡以上

○敷地面積の最低限度考え方



- ・ 新たに敷地を分割する際に適用となります。
- ・ 現在の敷地をそのまま使用する場合は、適用されません。
- ・ ゆとりある敷地面積を考えるにはどのくらいのが望ましいでしょうか。

※敷地面積は建築基準法の規定により算出します。

■ 敷地面積の比較検討

参考

敷地面積を80㎡、100㎡、120㎡とした場合、どの程度の居住面積を確保することができるかを検討しました。

居住面積については、「都市居住型誘導居住面積水準」を参考にしています。

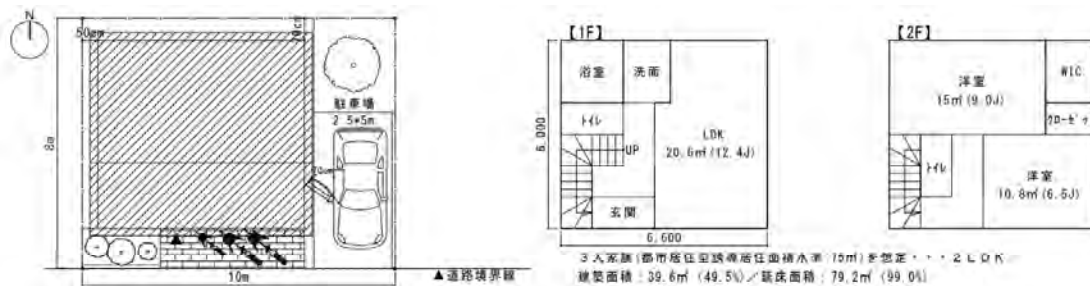
※「都市居住型誘導居住面積水準」とは国土交通省が公表している住生活基本計画（H23.3）で定めた世帯人数に応じた住宅面積の水準です。

世帯人数別の住宅面積（例）

3人家族：75㎡ 4人家族：95㎡ 5人家族：109㎡

※建ぺい率・容積率は、それぞれ50%・100%を想定して検討しています。

○ 敷地面積を80㎡とした場合



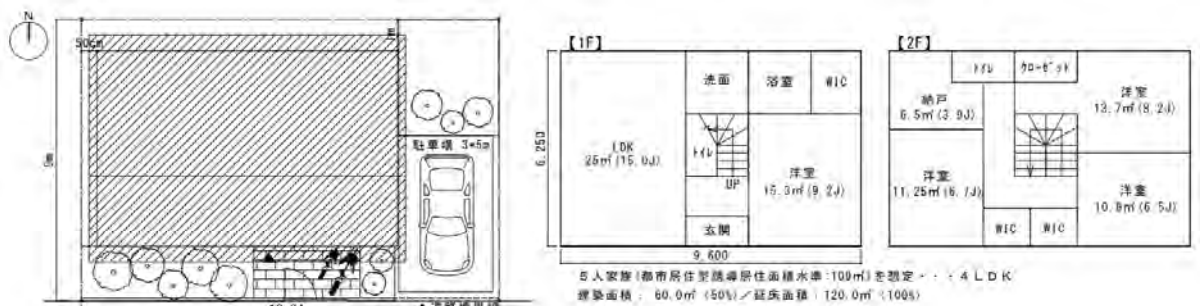
■ 敷地面積の比較検討

参考

○ 敷地面積を100㎡とした場合



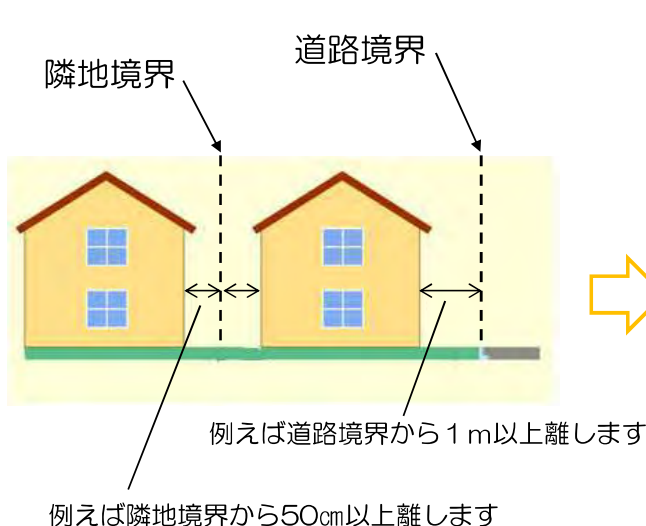
○ 敷地面積を120㎡とした場合



■ 建築物の建て詰まりの防止など

○建築物の壁面の位置について

建築物を建てる際、道路や隣地境界から一定の距離を確保することで、密集が軽減され火災時の延焼の遅延などを図ることができます。
また、敷地内にゆとりある空間が生まれるため、日照・採光・通風・緑化スペースなどの確保につながります。



敷地内にゆとりある空間が生まれるため、日照・採光・通風・緑化スペースなどの確保につながります。

出典：全国地区計画推進協議会

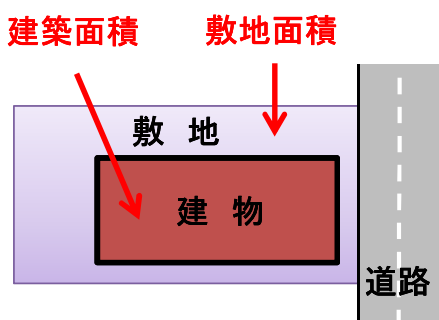
■ 建ぺい率と容積率について

参考

○建ぺい率とは

一定の空地を確保して、防火・安全・衛生上などの環境を維持することを目的としています。

$$\text{建ぺい率} = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100\%$$

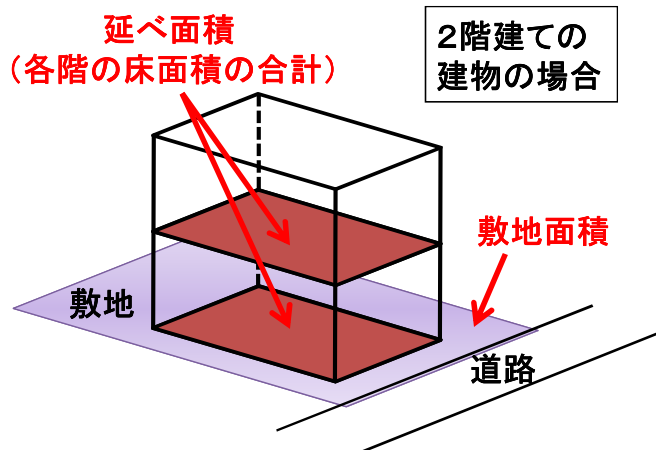


敷地や建物を上から見た図

○容積率とは

建築物と道路等の公共施設とのバランスを確保し、市街地環境の確保を図ることを目的としています。

$$\text{容積率} = \frac{\text{延べ面積}}{\text{敷地面積}} \times 100\%$$



第5回まちづくり意見交換会では、みどり・景観に関する「接道の緑化の推進」、「建物の色彩やデザイン等」、「屋外広告物の制限」について意見交換を行いました。次のページからはその時の資料です。

⇒屋外広告物の制限

■将来像実現のためのまちづくりの手法(接道部の緑化の推進)

□地区計画制度の活用 ②

参考

【環境形成型地区計画の事例】

◆多磨町一丁目住宅地区地区計画 (府中市)

- 接道部緑化
 - 接道長さの1/2以上
- 壁面の位置(道路面)
 - 70cm以上後退
- かき・さくの構造
 - 生け垣、透視性のあるフェンス



◆大沢三丁目

環境緑地整備地区地区計画 (三鷹市)

- 接道部緑化
 - 接道長さの1/2以上
- 壁面の位置(道路面)
 - 50cm以上後退
- かき・さくの構造
 - 生け垣、透視可能なフェンス



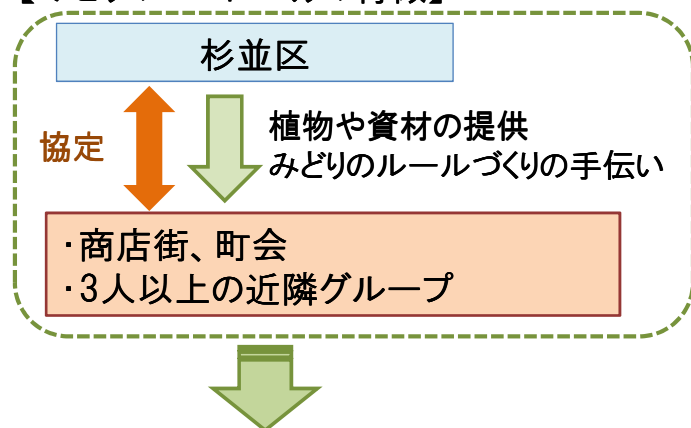
■将来像実現のためのまちづくりの手法(接道部の緑化の推進)

□みどりのベルトづくり ①

みどりのベルトづくり

- 「みどりのベルトづくり」とは、公園や道路などの公共のみどりと家の前などの個々のみどりをベルトのようにつなげる取り組みです。

【みどりのベルトづくりの特徴】



個人ではなく、近隣の方々が協力してみどりを育てるので、
みどり豊かで、統一感のあるまちなみになる

■将来像実現のためのまちづくりの手法(接道部の緑化の推進)

□みどりのベルトづくり ②

参考

【みどりのベルトづくりの事例】

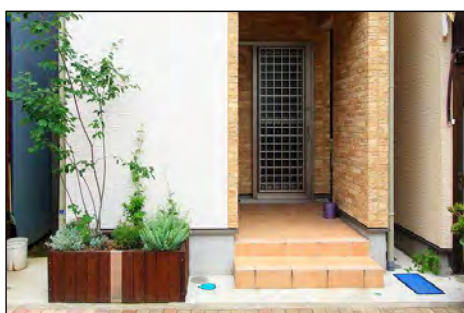
◆高円寺 みどりのベルトづくり(平成21年～平成25年 実施)

- 近隣の方同士で接道部を緑化することで、みどりのネットワークを形成しています。
- プランターの素材等を合わせて、まとまりのあるまちなみを形成しています。

施工前



施工後



■将来像実現のためのまちづくりの手法(接道部の緑化の推進)

□みどりの条例の諸制度の活用 ①

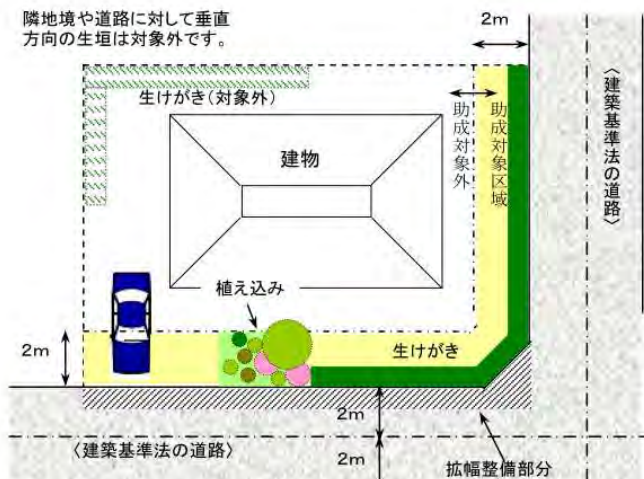
助成制度の活用

- 杉並区では、緑化推進のために緑化に対する助成や支援制度を設けています。
- 接道部緑化助成では、接道部における緑化の費用や、緑化に伴う既存塀の撤去費用の一部を助成しています。

【接道部緑化助成の概要】

- 対象条件⇒接道部延長2m以上、奥行き2m以下の範囲

隣地境や道路に対して垂直方向の生垣は対象外です。



生けがき	植え込み
個人 12000円/m 法人 6000円/m	個人 14000円/m ² 法人 5000円/m ²
高さ1.2m以上の樹木を幅1mあたり3本以上列植し、原則として西つ目垣等で苗木を植したもの 2m以内 1.2m以上 道路	葉が触れ合う程度の密度で樹木を植栽したもの (草本類は対象外) 2m以内 道路
フェンス緑化	塀の撤去
個人・法人とも 2000円/m	個人 5000円/m (大谷石のみ 10000円/m) 法人 3000円/m
高さ30cm以上のつる性樹木を、フェンスを覆うことができる密度で植栽し誘引したもの 2m以内 道路	緑化部分の既存塀撤去費用を助成します。(車出入り口部分など緑化を伴わない撤去、拡張整備などにより緑化と重ならない撤去は対象外) 撤去は対象外

■将来像実現のためのまちづくりの手法(接道部の緑化の推進)

□みどりの条例の諸制度の活用 ②

【接道部緑化の事例】

参考

施工前



施工後



■将来像実現のためのまちづくりの手法(建物の色彩やデザイン等)

□景観計画

景観計画

○玉川上水のみどりや周囲の住宅と、建物の外観等の色彩を調和させることにより、住宅地としてまとまりと落ち着きが感じられるようになります。

※当地区は、景観計画における二つの地域（水とみどりの景観形成重点地区と一般地域）が混在しています。また、一般地域の戸建て住宅などは、届出の対象外となっています。

避けたいイメージ



改善イメージ



【美しい景観がもたらす資産価値】

- 1 軒の派手な家が分譲住宅の購買意思額を下げる
- 良好な住宅地では地価の 1 ～ 2 割を景観の価値が形成

■将来像実現のためのまちづくりの手法(屋外広告物の制限)

参考

【屋外広告物の事例】

○広告物の地色と文字の色を反転させることで、高彩度色の使用を最小限に抑え、表示面積や高さなどの規模を縮小することで、周辺景観と調和するよう配慮されています。

標準的な広告物



景観に配慮した広告物



◆姫路市（姫路市役所HP「景観に配慮した屋外広告物の事例紹介」より抜粋）

姫路市の屋外広告物条例では色彩についても基準を設けており、近年では、景観の意識が高まり、自主的に景観に配慮した屋外広告物が設置される例が増えてきています。

■ 第6回まちづくり意見交換会のテーマ

第6回まちづくり意見交換会では、安全・安心に関する「生活道路環境の向上」、「生活道路沿道の建築物の安全対策」について意見交換を行いました。次のページからはその時の資料です。

生活道路環境の向上

①狭あい道路の拡幅整備
⇒重点整備路線など

②生活道路の安全対策
⇒すみ切り設置など

③安全な歩行空間の創出
⇒歩道状空地の確保

生活道路沿道の建築物の安全対策

①避難路の安全対策
⇒垣・さくの構造について

②建築物の防災対策
⇒建築物の壁面の位置について

■ 生活道路環境の向上

①狭あい道路の拡幅整備

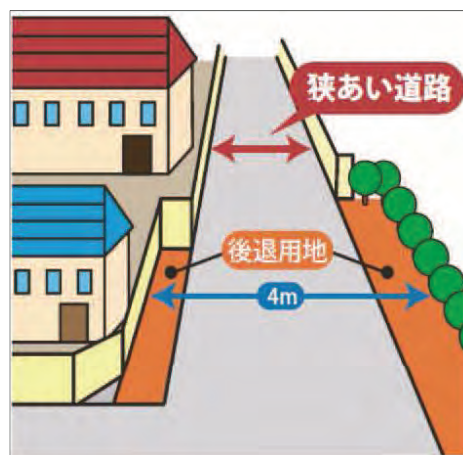
②生活道路の安全対策

●狭あい道路とは

- ・道路の幅（幅員）が4m未満の狭い道路を「狭あい道路」と呼びます。
- 区内道路総延長のおよそ3割、約330Kmが狭あい道路となっています。

●現状の課題、問題点

- ・緊急時や災害時（防災上の観点）
 - 緊急車両（消防車、救急車など）の通行が困難
 - 火災時に延焼が広がりやすい、塀などの倒壊による避難路の閉塞
- ・日常生活時（交通安全上の観点）
 - 人や自転車の通行が危険（見通しの悪い交差点など）
 - ごみ収集車の通行や作業が困難になるほか、小型車で回るため非効率となる
 - 高齢化の進展に伴い、今後、増加が見込まれるデイサービス等の介護サービスを利用する高齢者の送迎などにも支障（すみ切りの未整備など含む）



■ 生活道路環境の向上

参考

- 現状の課題、問題点
 - ・緊急時や災害時（防災上の観点）



緊急車両の通行が困難

出典：「狭あい道路の拡幅を」パンフレットより

■ 生活道路環境の向上

参考

- 現状の課題、問題点
 - ・日常生活時（交通安全上の観点）



ごみ収集車の通行が困難



歩行者や自転車などの通行がしづらい

■ 生活道路環境の向上

○杉並区の取り組み(狭あい道路拡幅整備事業)



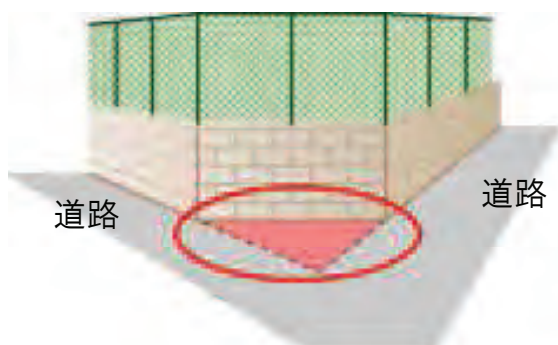
- ・狭あい道路に接した敷地で建築物の建て替えや増改築を行う際に、建築主等の協力と承諾を得て、門や塀などを後退していただき、道路を広げています。
- ・後退部分の用地内にある門や塀などの撤去費用の一部を区が助成し、後退した部分やすみ切り部分は区が舗装と整備を行っています。

※【参考】拡幅整備助成金の一部を紹介

門または塀等の除却費 5,000円/m 樹木の移設費 13,000円/本 など

■ 生活道路環境の向上

○杉並区の取り組み(狭あい道路拡幅整備事業)



すみ切り整備のイメージ図

- ・すみ切りの整備を行うことで、緊急車両（消防車、救急車など）の通行がしやすくなり、防災上の課題の解消につながります。
- また、見通しも確保されたことで、交通安全上の課題であった、歩行者や自転車などが安全に通行できるようになります。

■ 生活道路環境の向上

③安全な歩行空間の創出

●現状の課題、問題点

- ・区境通りは自動車交通量が多い。また、歩道が狭い。



○歩道状空地の確保

検討区域内にある大規模敷地について、歩道状空地を確保することが可能かを検討していきます。以下の写真は、歩道状空地の参考例です。



(井荻中学校)



(済美教育センター)

■ 生活道路沿道の建築物の安全対策

①避難路の安全対策

●現状の課題、問題点

- ・塀などが倒壊し、避難路となる道路が塞がれる恐れがある



○垣・さくの構造について

ブロック塀はプライバシーの確保や防犯などに役立つ半面、地震などによって倒壊した場合、避難路となる道路や通学路等が塞がれてしまう恐れがあります。そのため、原則生け垣やフェンスにすること、また、ブロック構造部分の高さを低く抑えるなどのルールを決めることで、地域の安全確保につながります。



出典：全国地区計画推進協議会

■ 生活道路沿道の建築物の安全対策

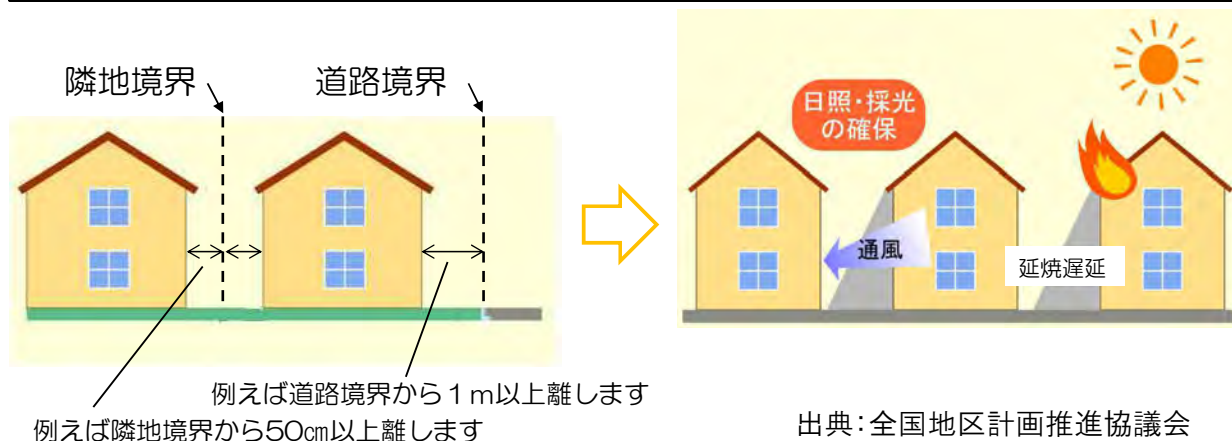
②建築物の防災対策

●現状の課題、問題点

- ・火災時に延焼が広がりやすい

○建築物の壁面の位置について

建築物を建てる際、道路や隣地境界から一定の距離を確保することで、密集が軽減され火災時の延焼の遅延などを図ることができます。
また、敷地内にゆとりある空間が生まれるため、日照・採光・通風・緑化スペースなどの確保につながります。



■ スケジュールについて

1月・5月
6月・7月

第1～6回まちづくり意見交換会

7月25日

追加開催 まちづくり意見交換会

8月1日
8月2日
8月3日

オープンハウス

冬頃

まちづくり計画中間のまとめ
地区計画素案

平成28年度

地区計画原案・まちづくり計画の策定

- まちの変遷、これまでのまちづくりの取り組み
- まちの現状と課題、方針
- 土地利用(放射5号線沿道ゾーン)
- 土地利用(一般住宅地ゾーン)
- みどり・景観
- 安全・安心

- これまでの意見交換会でお示した、まちづくりの考え方等のポイントを改めて説明し、意見交換を行います。

(平日出席が難しい方を対象に追加しました)

- 意見交換会の資料などを展示し、来場された方々と直接話をして意見交換できる場としました。

- 意見交換会でのご意見、まちづくり構想を踏まえ、区がまとめを行います。

説明会を開催して皆様にお示します。